

金融関連分野における個人情報保護に関する ガイドラインの改正について

令和3年12月15日

個人情報保護委員会事務局

目次

- I. 金融関連分野における個人情報保護に関するガイドラインの基本的な考え方**
- II. 金融関連分野における個人情報保護に関するガイドラインの既存の主な「格別の措置」**
- III. 金融関連分野における個人情報保護に関するガイドラインの「格別の措置」に関する主な改正内容**

※ 金融関連分野における個人情報保護に関するガイドラインとは、以下の3つをいう。

- ①金融分野：金融分野における個人情報保護に関するガイドライン
金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針
- ②信用分野：信用分野における個人情報保護に関するガイドライン
- ③債権管理回収業分野：債権管理回収業分野における個人情報保護に関するガイドライン

I. 金融関連分野における個人情報保護に関するガイドラインの基本的な考え方

1. 平成27年改正個人情報保護法の全面施行（平成29年5月）に伴い、個人情報保護法の監督権限が、各分野の主務大臣から当委員会に一元化されたことから、**当委員会において、全ての分野に共通に適用される汎用的なガイドラインとして、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」（通則編等）が定められた。**
2. 以上の際、それまで存在した**各省庁所管のガイドラインのうち一部の分野**については、**個人情報の性質及び利用方法並びに当該分野における規律の特殊性等**を踏まえて、上記1の**当委員会のガイドラインを基礎として、引き続き、当該分野において更に必要な規律を定める**こととなった。
3. 上記2のうち**金融関連分野**においては、上記1の当委員会のガイドラインを基礎に、**金融分野（金融庁）、信用分野（経済産業省）及び債権管理回収業分野（法務省）**において、個人情報保護法第6条（法制上の措置等）に基づき、更に必要な規律として、**個人情報の保護のための「格別の措置」を規定したガイドライン**が、それぞれ**当委員会と各省庁との共管**で取りまとめられている。
4. なお、金融関連分野のガイドラインにおいて、特に定めのない部分については、現行の当委員会のガイドライン、具体的には、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」（通則編）、同ガイドライン（外国にある第三者への提供編）、同ガイドライン、（第三者提供時の確認・記録義務編）、同ガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）及び同ガイドライン（認定個人情報保護団体編）が適用される。

Ⅱ. 金融関連分野における個人情報保護に関するガイドラインの既存の主な「格別の措置」

1. 「機微（センシティブ）情報」について

- ✓ 平成27年改正個人情報保護法以前の各分野ガイドラインにおける機微（センシティブ）情報（例えば、労働組合への加盟、門地及び本籍地等）の規定と、平成27年改正個人情報保護法により新設された要配慮個人情報の規定を踏まえ、それらについて、改めて「機微（センシティブ）情報」として定義している。
- ✓ 「機微（センシティブ）情報」を取得・利用・第三者提供できる場合を限定（例えば、相続手続による権利義務の移転等に必要の場合等にあたらぬ限り、取得等は行わない）しているほか、第三者提供においてオプトアウトを用いないこととしている（努力義務）。

2. 「本人の同意」について

- ✓ 個人情報保護法第18条（利用目的による制限）、第27条（第三者提供の制限）及び第28条（外国にある第三者提供の制限）に定める本人の同意を得る場合については、原則として書面によることとしている（努力義務）。

3. 「本人に通知」について

- ✓ 同法第21条（取得に際しての利用目的の通知等）第1項及び第27条第5項第3号に定める通知については、原則として書面によることとしている（努力義務）。

4. 「オプトアウト」について

- ✓ 個人の支払能力に関する情報を個人信用情報機関へ提供する場合については、オプトアウトを用いないこととしている（努力義務）。

Ⅲ. 金融関連分野における個人情報保護に関するガイドラインの「格別の措置」に関する 主な改正内容（1）

1. 令和2年改正個人情報保護法を踏まえ改正するもの

① 漏えい等報告等の義務化

- ✓ 金融・信用・債権管理回収業分野において、項目を新設
- ✓ なお、金融分野においては、個人情報の保護に関する法律施行規則第7条各号に該当する事態以外の個人データの漏えい等についても、業法に基づき、漏えい等報告等を義務化する方向で、引き続き検討を進める。

② 外国にある第三者への提供の制限

- ✓ 金融・信用分野において、次の項目を新設

(1) 本人同意を根拠とする提供

- 書面による同意取得（努力義務）
- 同意取得時における移転先の外国が特定できない場合の取扱い
 - ・ 事後的に特定できた場合における本人の求めに応じた情報提供（努力義務）
 - ・ 上記の求めが可能である旨の本人への情報提供及び公表（努力義務）
 - ・ 事後的に特定できた移転先国の名称の公表（努力義務） 等

(2) 基準適合体制を根拠とする提供

- 本人の求めに応じた情報提供が可能である旨の公表（努力義務）
- 移転先国の名称の公表（努力義務） 等

③ 個人関連情報の第三者提供の制限

- ✓ 金融・信用・債権管理回収業分野において、書面による同意取得（努力義務） 等

Ⅲ. 金融関連分野における個人情報保護に関するガイドラインの「格別の措置」に関する 主な改正内容（2）

2. 令和3年改正個人情報保護法を踏まえ改正するもの

○ 「機微（センシティブ）情報」の取扱いに係る例外事由の追加

- ✓ 金融・信用・債権管理回収業分野において、「機微（センシティブ）情報」については、前述Ⅱの1のとおり、取得・利用・第三者提供できる場合を限定等しているが、学術研究に関する例外規定の精緻化を踏まえ、「機微（センシティブ）情報」の取得・利用・第三者提供における学術研究に関する例外規定を追加

3. その他

○ 個人情報保護宣言（いわゆるプライバシーポリシー、プライバシーステートメント等）

- ✓ 金融分野において、個人情報保護宣言の内容を本人がより理解できるようにするための工夫の在り方について規定